

## 平成20年度第36次宇都宮市住居表示等審議会（第2回）会議録

### 1 議題

(1) 宿郷町，築瀬町，平松町及び築瀬4丁目の各一部の区域をもって，町の区域の変更及び設定を実施すること

①町の区域について

②町の名称について

③当該区域を所管する事務所を定めることについて

④区域内住民の意見収集について

(2) その他

### 2 開催日時

平成20年8月22日（金曜日） 開会 午後2時 閉会 午後2時40分

### 3 開催場所

宇都宮市役所議会棟第2委員会室

4 出席委員 佐藤義晴委員，篠崎茂雄委員，鷹嘴芳男委員，宮原和博委員，八城光男委員，遠藤賢一委員，岡安規男委員，齋藤寧委員，岩本豊吉委員，高橋勇委員，安久都真佐子委員，七原延元委員

5 欠席委員 小林幸雄委員，添田包子委員

6 幹事 宇梶嘉修幹事

7 事務局 市民生活部，市民課及び東部区画整理事業課職員

8 公開・非公開の別 公開

9 傍聴者 なし

### 10 会議の状況

会長 みなさんこんにちは。ただいまから，第36次宇都宮市住居表示等審議会を開催させていただきます。

まず，本日の会議の定足数について事務局から報告願います。

事務局 本日の出席委員は，現在11名でございます。岡安委員に連絡を取りましたところ，こちらに向かっているとのこと。ただいま11人で本日の会議は宇都宮市住居表示等審議会規則第4条の会議に規定する会議の要件を満たしておりますことを報告いたします。

会長 ありがとうございます。本日の会議は，要件を満たしているということでございますので，進めさせていただきます。

**岡安委員入場**

会長 それでは，本日の会議録署名委員の選任を行います。

会議録署名委員には，齋藤委員と安久都委員をお願いしたいと思いますが，ご異議ございませんか。

全委員 異議なしの声あり。

会長 異議なしということでございますので，齋藤委員と安久都委員をお願いいたします。

会長 それでは進めていきます。

第1回審議会では、①「宿郷町、築瀬町、平松町及び築瀬4丁目の各一部の区域をもって、町の区域の変更及び設定を実施すること」  
②「当該区域を所管する事務所を定めること」につきまして、市長より諮問を受け、現地視察などを行いました。

本日は具体的な審議に入っていきたいと思いますが、前回スケジュールについて協議したとおり、本日は、原案を決定し、その後、この案を基に区域内住民に説明し意見集約した後、それらを基に、次回の第3回審議会で決定したいと考えております。

まず初めに、「町の区域の変更及び設定を実施すること」について審議したいと思います。

まず、「町の区域について」を議題といたします。

町の区域につきまして、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。

- 委員 町の区域につきましては、事務局案があれば、市の住居表示整備実施基準に沿ったものを出していただいて、それを基に審議するということがいかがでしょうか。
- 会長 ただいま、事務局に案があれば出してもらって、それを基に審議するという意見が出ましたが、ご異議ございませんか。
- 全委員 異議なしの声あり。
- 会長 異議なしということでございますので、事務局に案はございますか。
- 事務局 はい、ございます。
- 会長 それでは、説明をお願いします。
- 事務局 まず、説明に入るまえに資料を配付いたしますので、そちらをお受け取りください。

**事務局 町の区域（案）の配付**

では、町の区域についてご説明いたします。

まず、町の区域案を説明する前に、本市における、町の区域の考え方についてご説明いたします。

第1回審議会でお配りしました「住居表示のしおり」2ページをご覧ください。

町の境界は、道路・鉄道・河川・水路その他恒久的な施設等によって定めることになっております。また、町の形状は、その境界が複雑に入り組んだり、飛地が生じたりしないよう簡明な境界線で区画され、その大きさは商業地域66,000㎡、住宅地域132,000㎡、となっております。

それでは、新たな町の区域（案）についてご説明いたします。

ただいま、お手元にお配りしました資料をご覧ください。

今回の諮問区域につきましては、第1回審議会でご説明しましたとおり、「城東土地区画整理事業区域」で、現在、区画整理事業が進められており、施行面積は270,180㎡でございます。

本区域は様々な機能を併せ持つ複合区域であり、各区域の位置付けが明確でありますことから、区域内の中央を南北に走るメインストリート都市計画道路3・3・106（今泉川田線）を境界として、西側Aの商業地域104, 550㎡, 東側Bの住宅地域165, 630㎡の2つに区分することが適当であると考えております。  
以上で、町の区域（案）の説明を終わります。

会長            ありがとうございました。事務局（案）の説明が終わりました。都市計画道路3・3・106（今泉川田線）で2つに分けるということでございますけれども、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会長            特にないようですので、町の区域につきましては、都市計画道路3・3・106（今泉川田線）で、2つに分けるということでご異議ございませんか。

全委員            異議なしの声あり。

会長            異議なしということでございますので、そのように決定いたします。

会長            2つめに、「町の名称について」を議題といたします。  
町の名称につきまして、委員の皆様からご意見をいただきたいと思  
います。

委員            この区域につきましては、区域の中央に「城東小学校」があるとい  
うことと、区画整理事業で「城東」という名称を使用しているとい  
うことから、地元にも定着しており、親しみやすいと思います。

会長            はい、ありがとうございます。他に、ありませんか。

委員            私は、この地区に30年位住んでいまして、一応「築瀬地区」とい  
うのが、残っているのですが、うちの地区で築瀬地区と言うと、築  
瀬小学校の方が築瀬地区という感じがいたします。

私も先ほどの意見と同様に、「城東小学校」が中央にあり、コミュ  
ニティセンターにも、「城東」という名称を使っているのが、適当だ  
と思われま

会長            はい、ありがとうございます。今、お二方からご意見をいただき  
まして、「城東」という名称案が出ましたけれども、他にございま  
せんか。

委員            私も、城東小が中心となるので「城東」が適当であると思  
います。  
1つ質問なのですが、町界図を見てみると、南の方にも築瀬町があ  
りますが、この辺も含みで「城東」と考えた方がいいのですか。そ  
れとも今回は考えずに城東土地区画整理事業区域だけで考えればい  
いのですか。

事務局            今回の区域は、あくまでもこの諮問区域だけの町の名称を考  
えることとなりますので、この区域だけを、もし「城東」と決まれば「城東」  
としたいと考えております。

委員            学区につきましては、この南の方の築瀬町も城東小学校の区域に該

- 当していますが、実施後、学区に変更はありませんか。
- 事務局 学区につきましては、今までのエリアをそのまま継続させていただきます。
- 会長 貴重なご意見をいただきましたけれども、「城東」という名称で、説明させていただくということでご異議ございませんか。
- 全委員 異議なしの声あり。
- 会長 異議なしということでございますので、「城東」という名称で進めていくということで、実際に付けるとどうなるかにつきまして、事務局の方から補足説明等がありましたらお願いしたいと思います。
- 事務局 はい。それでは、町の名称（案）について補足説明いたします前に資料を配付いたします。
- 事務局 **町の名称（案）の配付**
- それでは、説明させていただきます。
- ただ今、お手元にお配りしました資料をご覧ください。
- A・B、2つの町の区域は町の規模を勘案したもので、当区域の一体性を考えれば、1丁目・2丁目を用いて同じ名称を使用するのが通常の考え方になります。
- なお、「何丁目」につきましては、宇都宮市住居表示整備実施基準に定めてありますとおり、基準点（旧市役所）に最も近いところを起点として放射状に配列するため、仮に「城東」という名称を付けますと、Aが「城東1丁目」、Bが「城東2丁目」になります。
- 以上で町の名称（案）についての補足説明を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございます。事務局の補足説明ということで、Aが城東1丁目、Bが城東2丁目とするということに対し、ご意見ご質問等がございましたらよろしくお願いたします。
- 委員 都市計画道路の西側で分けている理由はあるのですか。
- 事務局 AとBとを都市計画道路の西側を境として区切っていますが、これは整備基準に基づきまして、基準点に近い方の側線で区切ることでなっておりますので、道路の西側をもってAとBに分けています。
- 委員 分かりました。
- 会長 ありがとうございます。
- 委員 境界の図面についてですが、事務局の方にお伺いしたいのですが、よろしいですか。宿郷町の境界の判断がつかないのですが教えてください。
- 事務局 今回の諮問区域につきまして宿郷町は、主要地方道宇都宮・笠間線の北側の道だけでございます。
- 会長 よろしいですか。
- 委員 町界図を見ると、築瀬4丁目に比べ、面積が平松町の方が大きいようなので、調書と合わないが、図面の作り方を間違えたのではないですか。

事務局 今回の参考資料に調書というものがあるのですが、ここに書いてある区域は、築瀬4丁目の面積が50㎡になっていますが、これは、区域内のみの道路の部分だけで50㎡となっております。平松町は、町界図のうち右上のピンクの部分の一部分で、約7000㎡弱になっています。

委員 築瀬町が一部入り組んでいるのですか。

事務局 ほとんどが、築瀬町でございます。

委員 実施後も、宿郷町は残っているのですか。

事務局 宿郷町の一部は残ります。

会長 ただいまの事務局からの説明で、ご理解いただけましたでしょうか。

委員 はい。

会長 よろしいですか。先ほど申し上げたとおり、町の名称につきましては、城東1丁目、2丁目とすることで、ご異議ございませんか。

全委員 異議なしの声あり。

会長 異議なしということでございますので、そのように決定いたします。

会長 次に「当該区域を所管する事務所を定めることについて」を議題といたします。

所管する事務所につきまして、委員の皆様からご意見をいただく訳ですが、事務局案があれば、出していただいて、それを基にご審議いただくことで、ご異議ございませんか。

全委員 異議なしの声あり。

会長 異議なしということでございますので、そのようにさせていただきます。事務局案がありましたら、よろしくお願いします。

事務局 はい。それでは、当該区域を所管する事務所を定めることについてご説明いたします。

これは、諮問区域に新たな町の区域・新たな町の名称が誕生することに伴いまして、所管する事務所を本庁か地区市民センターどちらかに定めるものでございます。

諮問区域内の宿郷町、築瀬町、平松町及び築瀬4丁目は現在、すべて本庁所管のため、城東1丁目、2丁目とも、所管する事務所は「本庁」と考えております。

以上で、「当該区域を所管する事務所を定めることについて」の説明を終わります。

会長 「当該区域を所管する事務所を定めることについて」の事務局（案）の説明が終わりました。

ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

会長 特にないようなので、所管事務所につきましては、「本庁」とすることで、ご異議ございませんか。

全委員 異議なしの声あり。

会長 異議なしということでございますので、そのように決定いたします。

会長 ただいま原案が決定いたしました。これらにつきましては、今後、区域内住民の方から意見を聞きながら、当審議会として決定していく必要があります。

住民の方々の意見の集約方法について、まず、事務局から案を出していただいて、それを基に、ご審議いただくことで、ご異議ございませんか。

全委員 異議なしの声あり。

会長 異議なしということでございますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは、「区域内の住民の皆様からの意見収集について」ご説明をいたします前に、資料を配付いたします。

事務局 アンケート調査票及び区域内説明会次第の配付

それでは説明いたします。区域内住民の皆様のお声をお聴きするため、アンケート調査及び区域内説明会を実施してはいかがかと考えております。

まず、アンケート調査についてご説明いたします。

内容につきましては、お手元の資料「アンケート調査票（案）」をご覧ください。

調査票にございますように、町の名称（案）などについての調査票を後日、該当自治会長さんを通じて区域内の自治会加入世帯に配付いたします。

記入した調査票を9月12日までに自治会長さんに回収していただき、事務局で集計したいと考えております。

次に、区域内説明会の開催を考えております。

説明会では、区域内住民の皆様、アンケートの集計結果を報告させていただくとともに、住居表示実施等についてのご理解をいただきたいと考えております。

内容につきましては、お手元にお配りしました資料「会議次第（案）」のとおり、

- (1) 住居表示実施の概要について、
- (2) 本日ご審議いただきました新しい町の区域（案）と町の名称（案）について、ですが、この中でアンケートの集計結果についてもご報告いたします。
- (3) 区域を所管する事務所（本庁・地区市民センター）（案）について説明させていただきます。

日程等につきましては、9月下旬頃の夜の時間帯で、場所は区域内住民の皆様がお集まりになりやすい「城東地域コミュニティセンター」での開催を予定しております。

アンケート結果及び参加された方のご意見等は、次回の審議会でご報告させていただきます。

以上で、「区域内住民の皆様からの意見収集について」の説明を終わります。

会長 ただいま、事務局（案）の説明がありましたが、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

事務局 先ほどの説明の補足になりますが、ただいまのアンケート票につきまして、2番で〇〇というかたちになっていますが、実際には「城東」と入れ、地図にも「城東」と入れましてアンケートを実施したいと思いますので、ご了承ください。

会長 ただいま、事務局の方からアンケート調査につきまして補足説明がありましたが、それを含めてご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

会長 特にございませんか。

委員 築瀬5丁目東・築瀬7丁目東・平松西自治会とは、どこになるのですか。

事務局 自治会図の配付

事務局 自治会はこの図のようになっております。こちらが築瀬5丁目東自治会、築瀬7丁目東自治会がこちら、平松西自治会がこちらです。アンケートは、この区域に住んでいる方を対象にいたします。

委員 平松西自治会は、この5世帯だけが対象になるのですか。

事務局 平松西自治会に対しては、5世帯が対象となります。

会長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 アンケート調査の収集についてですが、まず、築瀬5丁目東自治会に加入しているのが全員ではありません。未加入の方についてはどのようなになるのですか。

事務局 基本的には、自治会加入者の方を対象と考えておりますが、もし未加入の方でも希望される方がいましたら、こちらで個別に対応したいと考えております。

説明会につきましては、自治会等問わず、回覧等で別途周知する方法を考えて、加入・未加入にかかわらず参加できるように考えています。

会長 はい、ありがとうございます。

委員 確認ですけど、築瀬5丁目という町名は現在ありますか。

事務局 ありません。築瀬は4丁目まででございます。これは、自治会の名前でございます。

委員 5丁目東の所は入り組んでおりますが、これは築瀬4丁目ですか。

事務局 自治会の図を見ていただければ分かるように、築瀬4丁目の一部が築瀬5丁目東自治会に入っている形です。

会長 他に、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

ないようですので、区域内住民の方々の意見収集方法について、アンケートを実施し、また説明会を開催することで進めていくということで、ご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なしの声あり。

会長

ご異議ございませんので、そのように決定をさせていただきます。

会長

それでは、次に「その他」であります、委員の皆様何かございますか。

委員

参考までにお聞きしたいのですが、区域内説明会というのは、何回位開催するのですか。

事務局

1回を予定しております。

会長

他にご質問等がございましたら、お願いします。

ないようですので、再度、事務局の方から何かございましたら宜しくお願いいたします。

事務局

はい。次回の開催予定ですが、10月下旬に第3回審議会を開催し、区域内の意見収集の結果報告と答申案の決定を予定しております。

会長

ただ今、事務局から説明がありましたとおり、次回開催は10月下旬予定ということでございます。

以上をもちまして、本日の会議を閉会にいたします。

会議録署名委員

安久都真佐子

会議録署名委員

齋藤 寧